

令和3年6月

事後調査報告書（工事の施行中その3）
中央新幹線 品川・名古屋間

調査項目 大気質、騒音、振動、水質、地下水、水資源、地盤沈下、
土壌汚染、動物、植物、廃棄物等、温室効果ガス
及びその他（環境保全措置の実施状況）

環境影響評価書の提出 平成26年8月26日

事後調査計画書の提出 平成26年11月4日

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 東海旅客鉄道株式会社
代 表 者 の 氏 名 代表取締役社長 金子 慎
主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

2. 対象事業の名称及び種類

名 称 中央新幹線品川・名古屋間¹
種 類 新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業）

3. 対象事業の内容の概略

3.1. 中央新幹線品川・名古屋間の内容

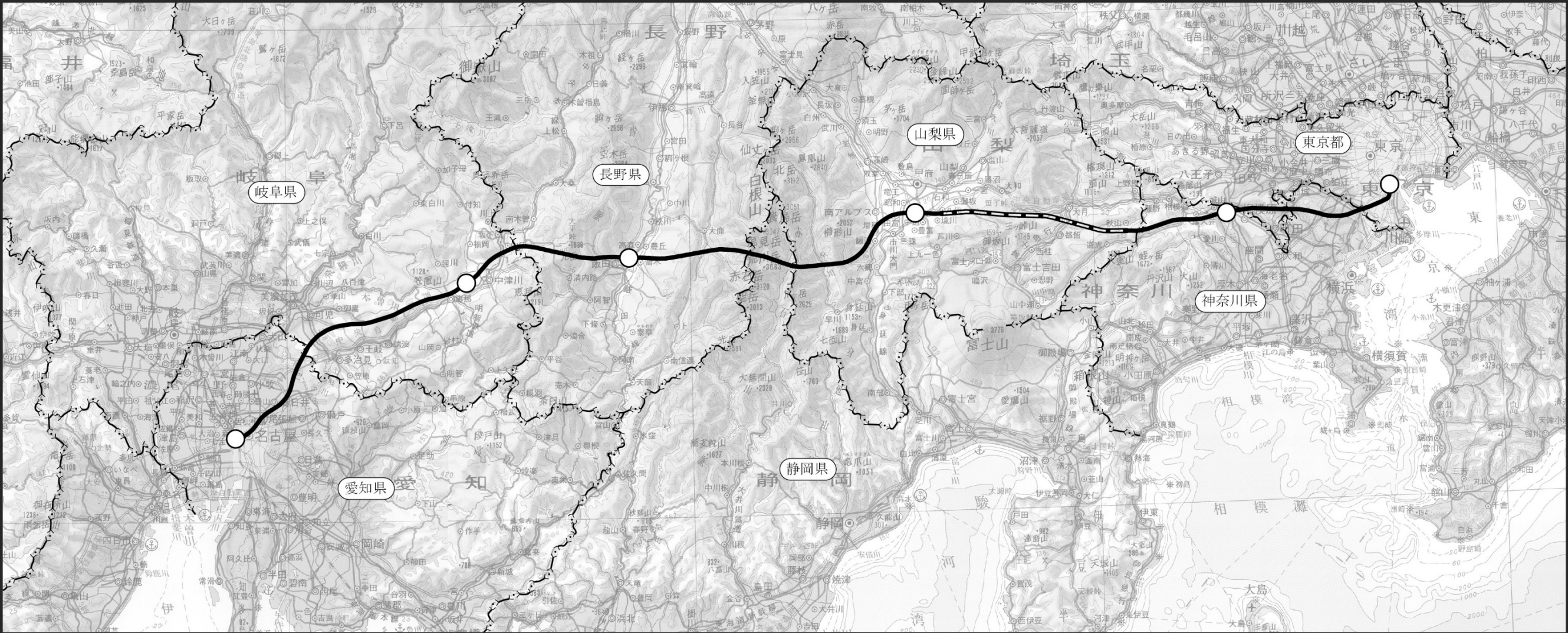
中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、平成23年5月に、国土交通大臣が、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）を営業主体及び建設主体に指名し、整備計画を決定の上、当社に対して建設の指示を行った。これを受けて、当社は環境影響評価の手続きを進め、平成26年8月に、工事実施計画（その1）の認可申請を行い、同年10月に国土交通大臣より認可を受けた。

中央新幹線品川・名古屋間の計画の内容を表3-1-1に示す。また、路線計画を図3-1-1に示す。

¹ 環境影響評価書においては中央新幹線（東京都・名古屋市間）と記載していたものを、工事実施計画の認可申請に合わせて変更したものである。

表 3-1-1 中央新幹線品川・名古屋間の計画の内容

名称及び種類	名称：中央新幹線品川・名古屋間 種類：新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業）
事業実施区域の起終点	起 点：東京都港区 終 点：愛知県名古屋市 主要な経過地：甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部
走行方式	超電導磁気浮上方式
最高設計速度	505 キロメートル／時
路線概要	中央新幹線品川・名古屋間の路線は、東京都内の東海道新幹線品川駅附近を起点とし、山梨リニア実験線（全体で42.8km）、甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部を経て、名古屋市内の東海道新幹線名古屋駅附近に至る、延長約286km（地上部約40km、トンネル約246km）の区間である。 駅については、品川駅、名古屋駅のほか、神奈川県内、山梨県内、長野県内、岐阜県内に一駅ずつ設置する計画である。
工事実施期間	平成27年度～令和9年度
供用開始年度	令和9年度



凡 例

-  : 計画路線
-  : 山梨リニア実験線
-  : 駅位置

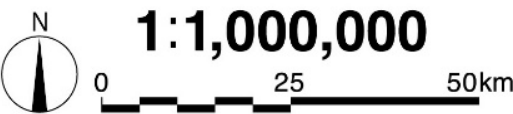


図 3-1-1 路線計画

3.2. 東京都内における概要

東京都内の路線延長は 19.4km で、全区間においてトンネル構造とし、そのうち 18.0km は大深度地下¹を使用する計画である。東海道新幹線品川駅の地下に設置するターミナル駅から、港区、品川区、大田区、世田谷区を通り、神奈川県川崎市を経て、再度、東京都の町田市を通り、神奈川県相模原市の神奈川県駅（仮称）に至る。

東京都区内においては、品川区北品川及び大田区東雪谷に非常口を設置し、品川区北品川の非常口には変電所を併設する。

町田市内においては、町田市能ヶ谷・川崎市麻生区片平の境界付近、小野路町及び上小山田町に非常口を設置する。

東京都内の構造種別（路線延長）と主要な施設を表 3-2-1 に示す。また、東京都内の路線計画を図 3-2-1 に示す。

表 3-2-1 東京都内の構造種別（路線延長）と主要な施設

種別	地上部	トンネル	駅	変電所	非常口 (都市部)
数量	0km	19.4km	1 箇所	1 箇所	5 箇所 ^{注 1}

注 1 非常口（都市部）は都県境に計画するものを含む。

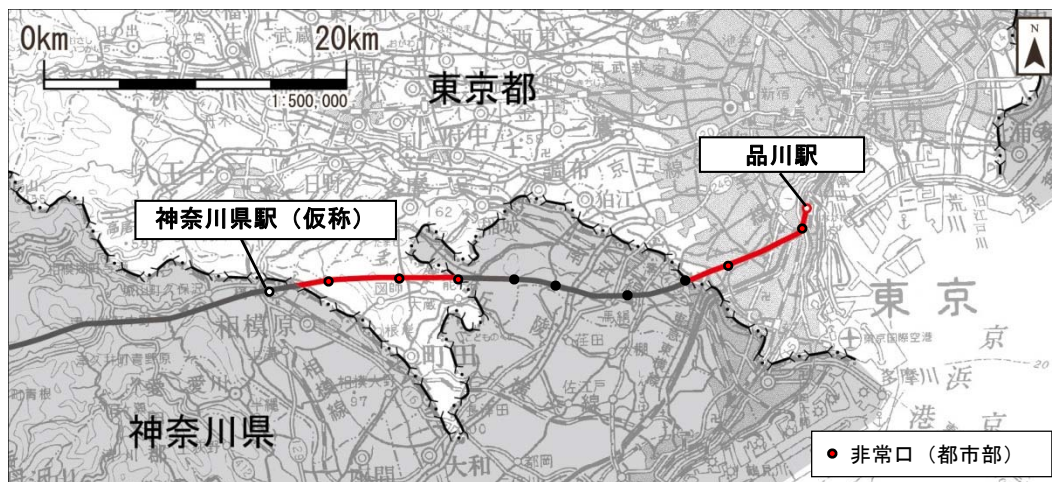


図 3-2-1 (1) 東京都内の路線計画

¹ 大深度地下は通常利用されない空間であるため、公共の利益となる事業のために使用権を設定しても、通常は、補償すべき損失が発生しない。このため、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法により、事前に補償を行うことなく大深度地下に使用権を設定できることとされている。（平成 30 年 10 月 17 日大深度地下使用認可）
なお、大深度地下とは、次の内いずれか深い方の地下をいう。

- ①建築物の地下室及びその建設の用に通常供されることがない地下の深さとして政令で定める深さ（地表より 40m）。
- ②当該地下の使用をしようとする地点において通常の建築物の基礎杭を支持することができる地盤として政令で定めるものの内最も浅い部分の深さに政令で定める距離（10m）を加えた深さ。

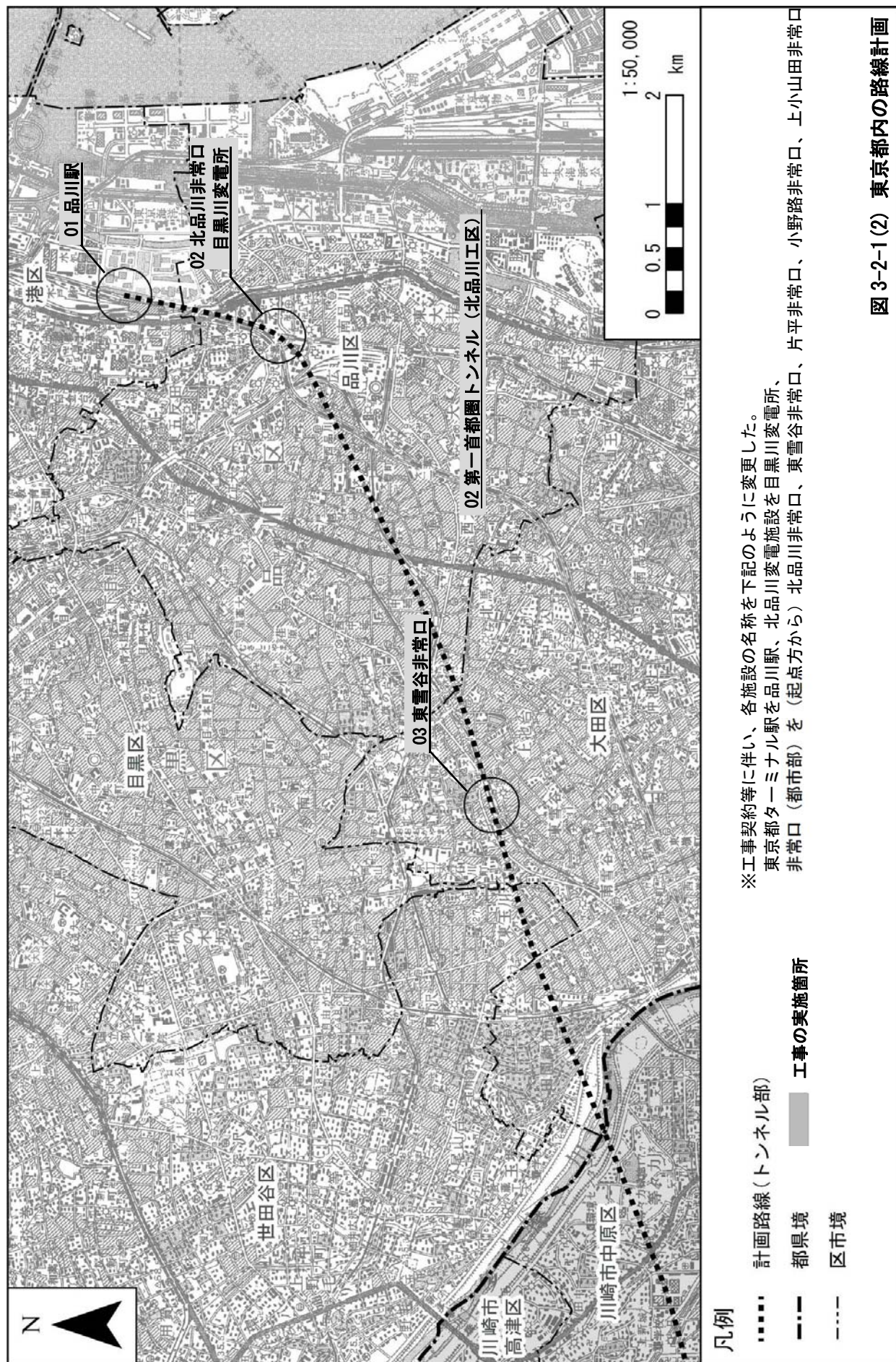
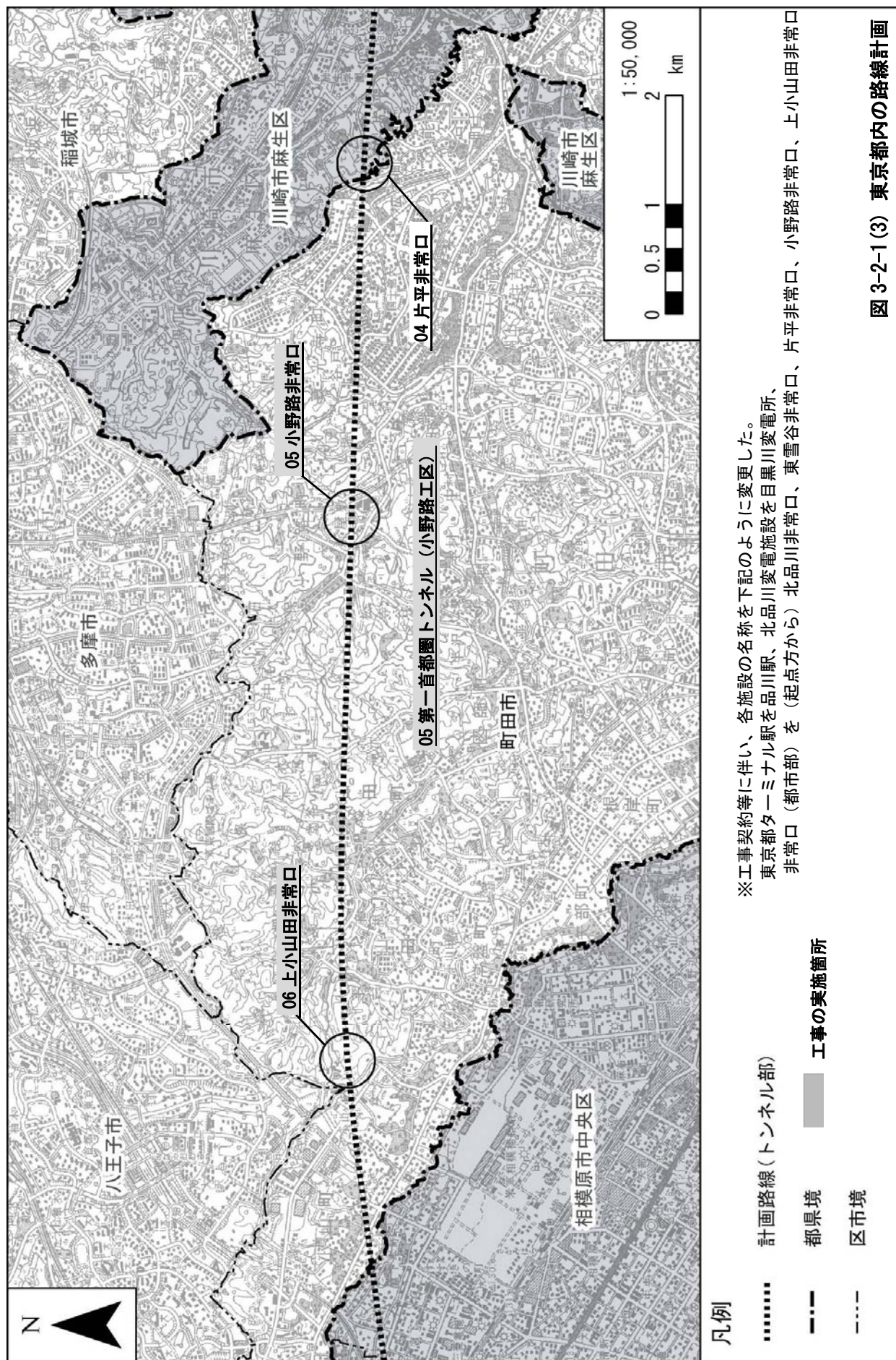


図 3-2-1 (2) 東京都内の路線計画



3.3. 施設の概要

(1) 品川駅

品川駅は、敷地として延長約 1km、最大幅約 60m、面積約 3.5ha を計画している。品川駅の概要を図 3-3-1 及び図 3-3-2 に示す。

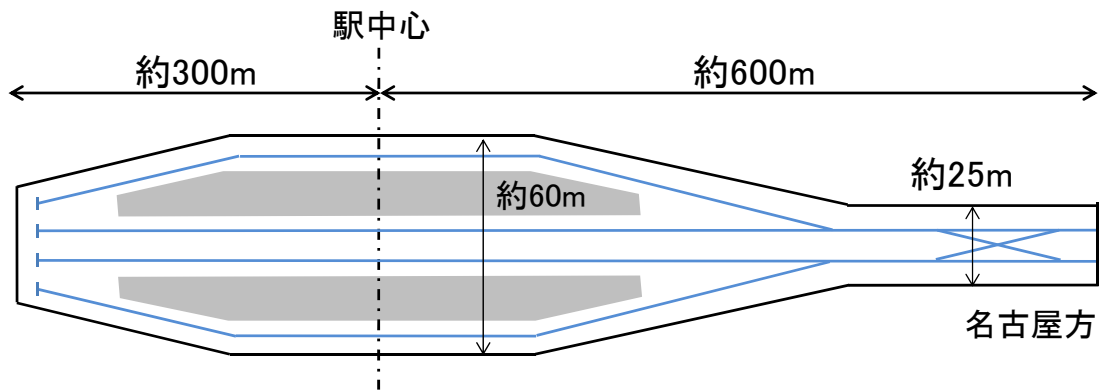


図 3-3-1 品川駅の概要（平面図）

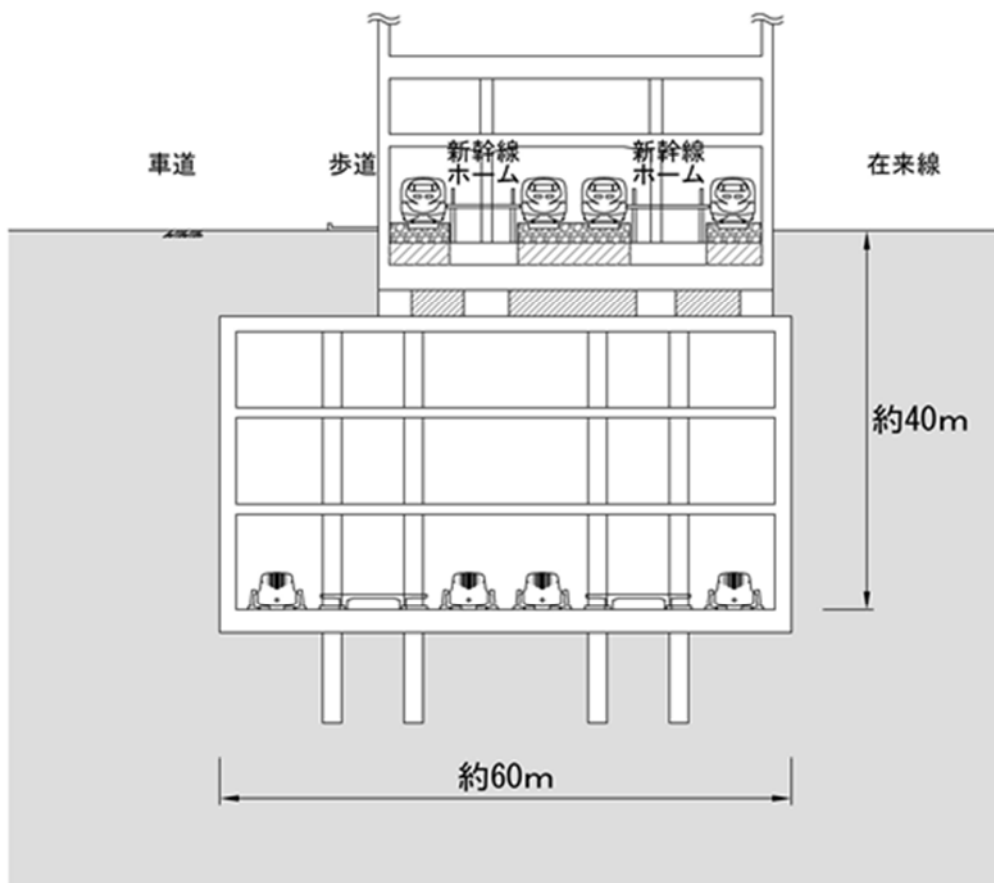
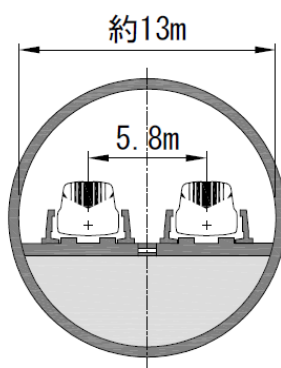


図 3-3-2 品川駅の概要（断面図）

(2) トンネル

トンネルの内空有効断面積¹は約 74 m²である。トンネルの標準的な断面図を図 3-3-3 に示す。



都市部（シールド工法）

図 3-3-3 トンネルの標準的な断面図

¹内空有効断面積とは、トンネル内の列車の走行する空間の内空断面積からガイドウェイ等トンネル内構造物の断面積を引いた面積をいう。

(3) 非常口

都市部における非常口の概要を図 3-3-4 に示す。なお、都市部においてはトンネル内の換気及び異常時の避難等の観点から概ね 5km 間隔、直径約 30m を基本として設けるものとし、避難用のエレベーター及び階段を設置する。

東京都内の非常口（都市部）から発生する微気圧波については、上り方向列車が相模川左岸でトンネルに高速で突入する際にのみ発生する。また、非常口（都市部）においては、トンネルと地上部への換気経路の接続部に開閉設備を設置しており、この開閉設備は列車が通過する前に扉を遮断するため、列車が非常口を通過する時に新たな圧縮波が発生することはない。

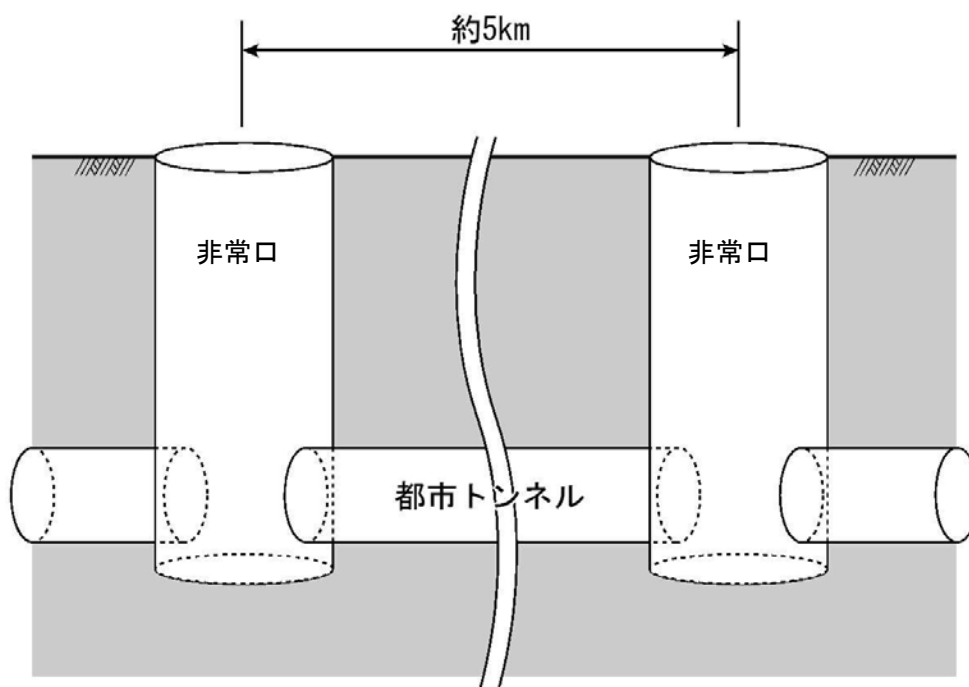


図 3-3-4 都市部の非常口の概要

(4) 換気施設等

非常口及び品川駅には、供用時のトンネル施設内の換気を行うための換気施設を設置する。当該換気施設内には、換気設備及び消音設備のほか、微気圧波及び低周波音等への対策として多孔板を、列車通過時の風圧対策として開閉設備を設置するとともに、必要に応じて異常時の避難用のエレベーター及び階段を設置する。また、防災・非常用設備、換気施設等関連設備、受電・配電設備、機器監視設備等の本線及び換気施設の関連設備を置く設備棟を併設する。この設備棟はコンクリート等の堅固な壁で覆うなど、屋外へ機器等が露出することがなく、受電・配電設備等の騒音や振動の影響が生じない構造となっている。換気施設の概要を図 3-3-5 に示す。

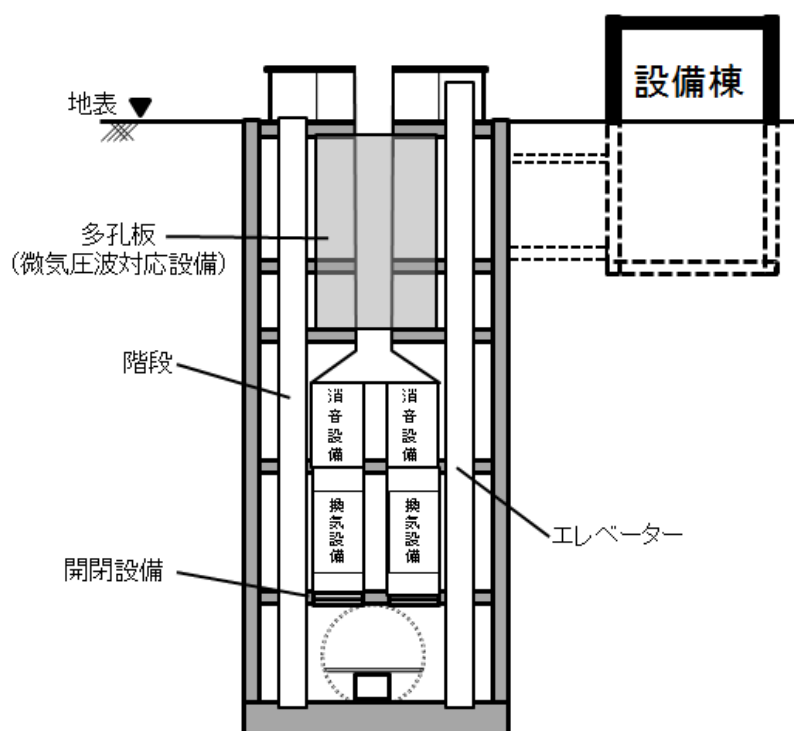


図 3-3-5 都市部における換気施設（非常口）の概要

(5) 変電所

変電所は、列車の制御に必要な電力を供給するために、路線沿線に 20～40km 程度の間隔で設置する計画である。都市部では地上の土地利用状況から階層構造とし、敷地面積は約 0.5ha を計画している。変電所の概要を図 3-3-6 に示す。

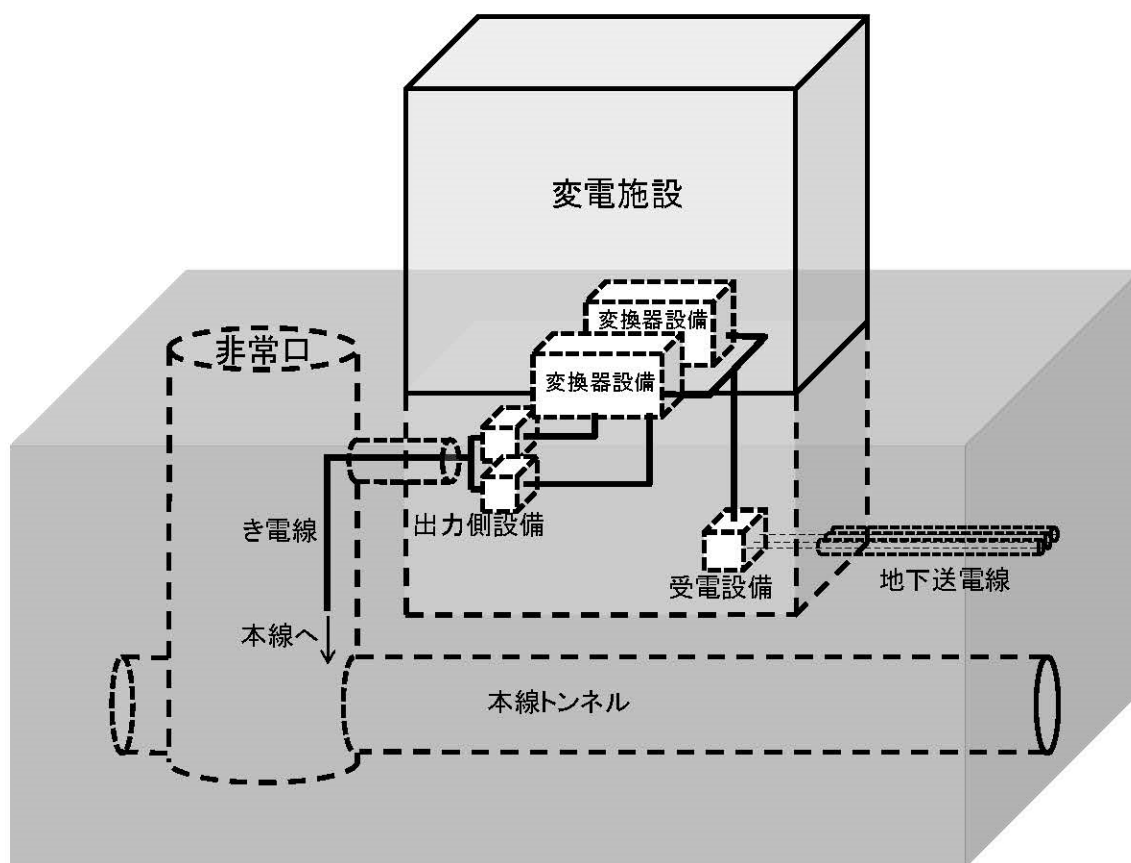


図 3-3-6 変電所の概要

3.4. 工事の施工概要

(1) 品川駅

品川駅工事の施工概要を図 3-4-1 及び写真 3-4-1 に示す。

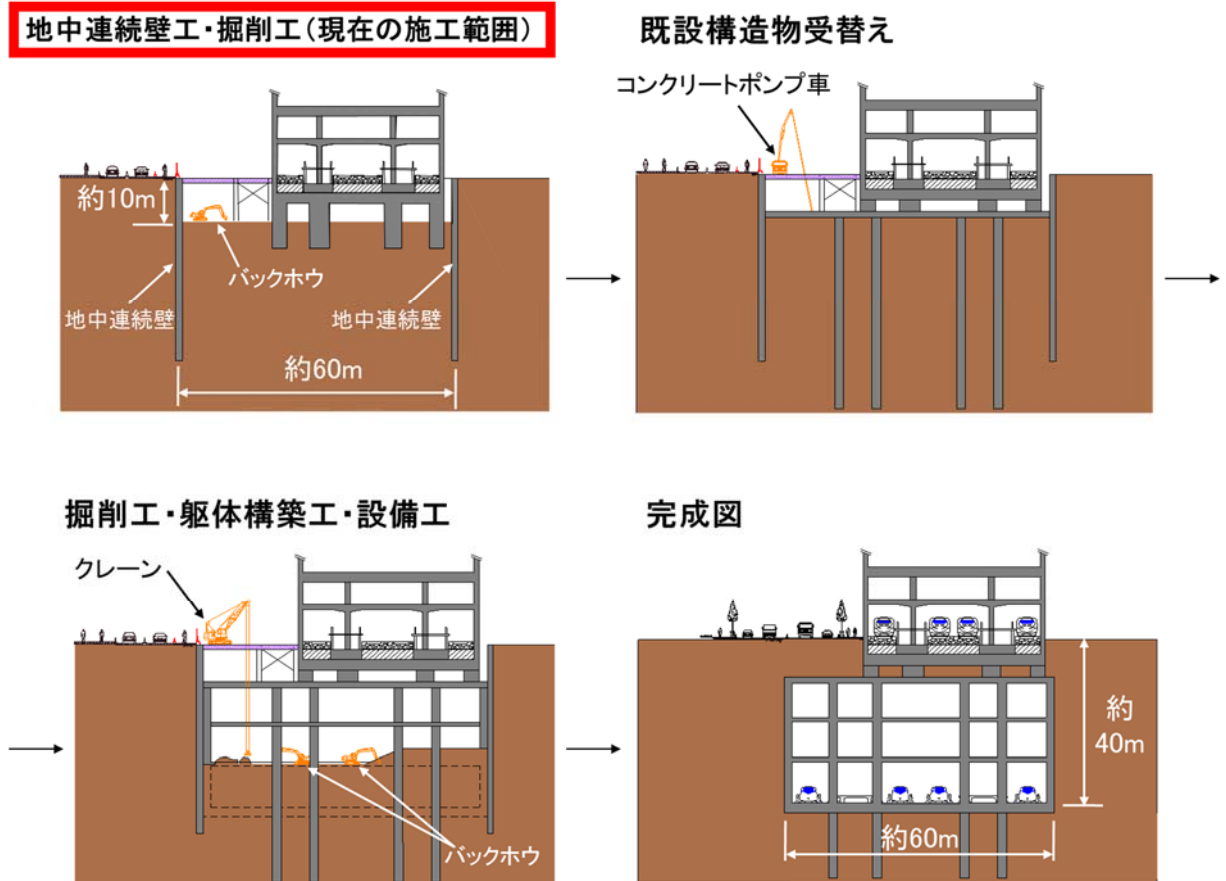


図 3-4-1 品川駅における施工概要



写真 3-4-1 (1) 工事桁架設の施工状況
(令和3年3月時点)



写真 3-4-1 (2) 掘削の施工状況
(令和3年3月時点)

(2) 北品川非常口

北品川非常口工事の施工概要を図 3-4-2 及び写真 3-4-2 に示す。

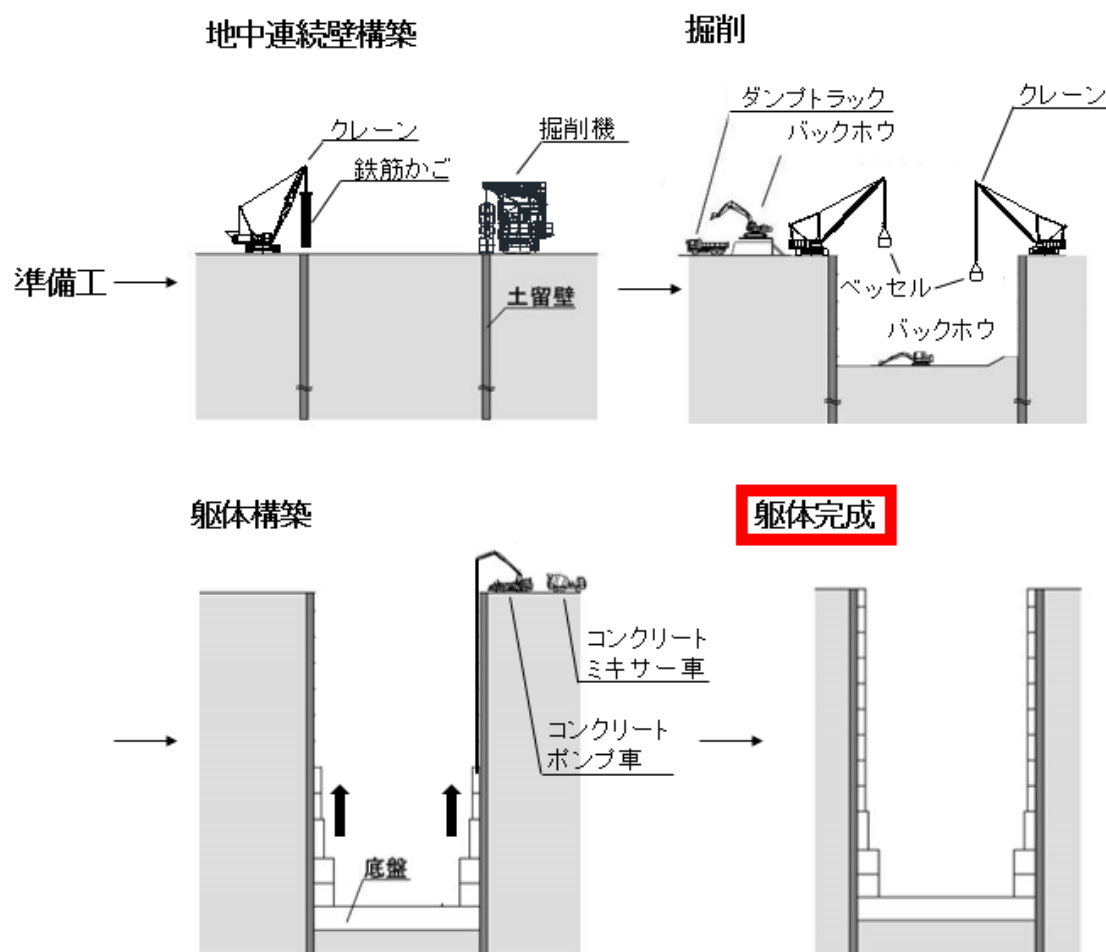


図 3-4-2 北品川非常口における施工概要



写真 3-4-2(1) 坑口から見た完成状況
(令和元年 12 月時点)

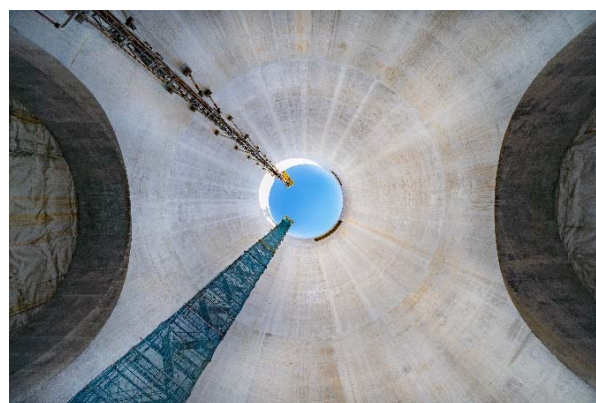


写真 3-4-2(2) 底板から見た完成状況
(令和元年 12 月時点)

(3) 第一首都圏トンネル（北品川工区）

中央新幹線第一首都圏トンネル(北品川工区)工事の施工概要を図 3-4-3 及び写真 3-4-3 に示す。

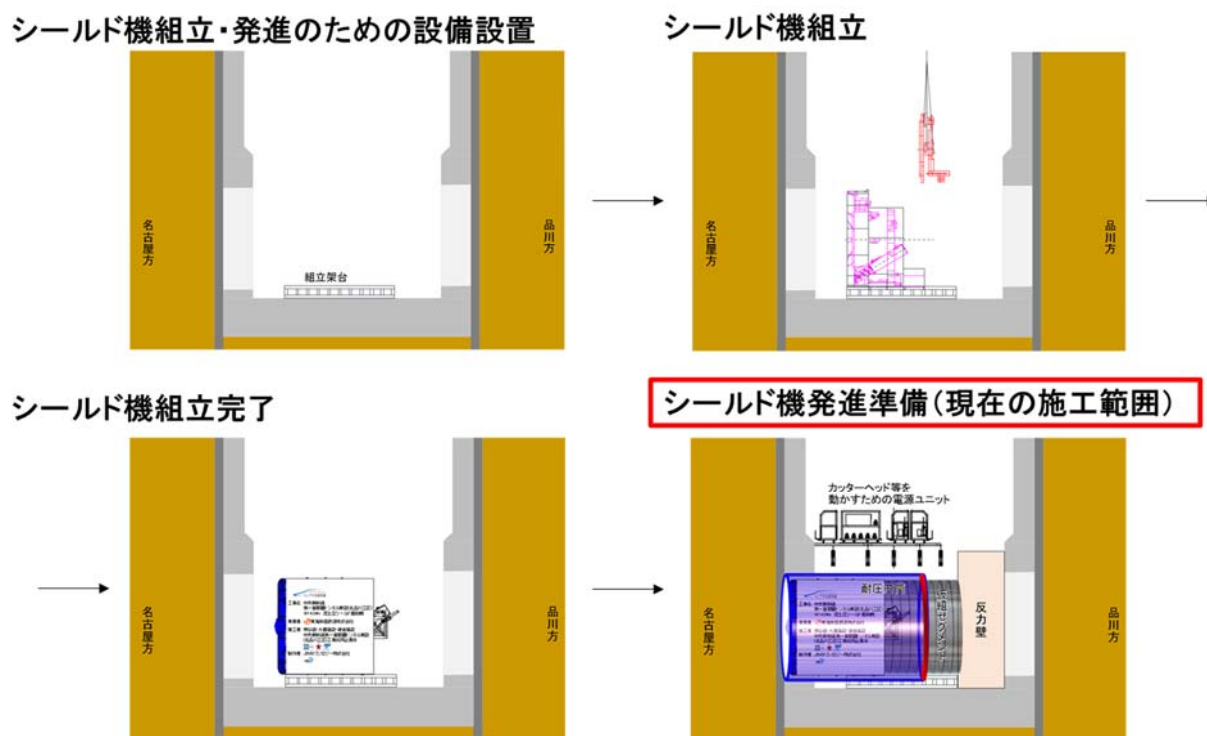


図 3-4-3 北品川非常口における施工概要



写真 3-4-3(1) 耐圧円筒の設置状況
(令和 2 年 12 月時点)



写真 3-4-3(2) 耐圧円筒内に据え付けられた
シールド機の状況
(令和 3 年 3 月時点)

(4) 目黒川変電所

目黒川変電所工事の施工概要を図 3-4-4 及び写真 3-4-4 に示す。

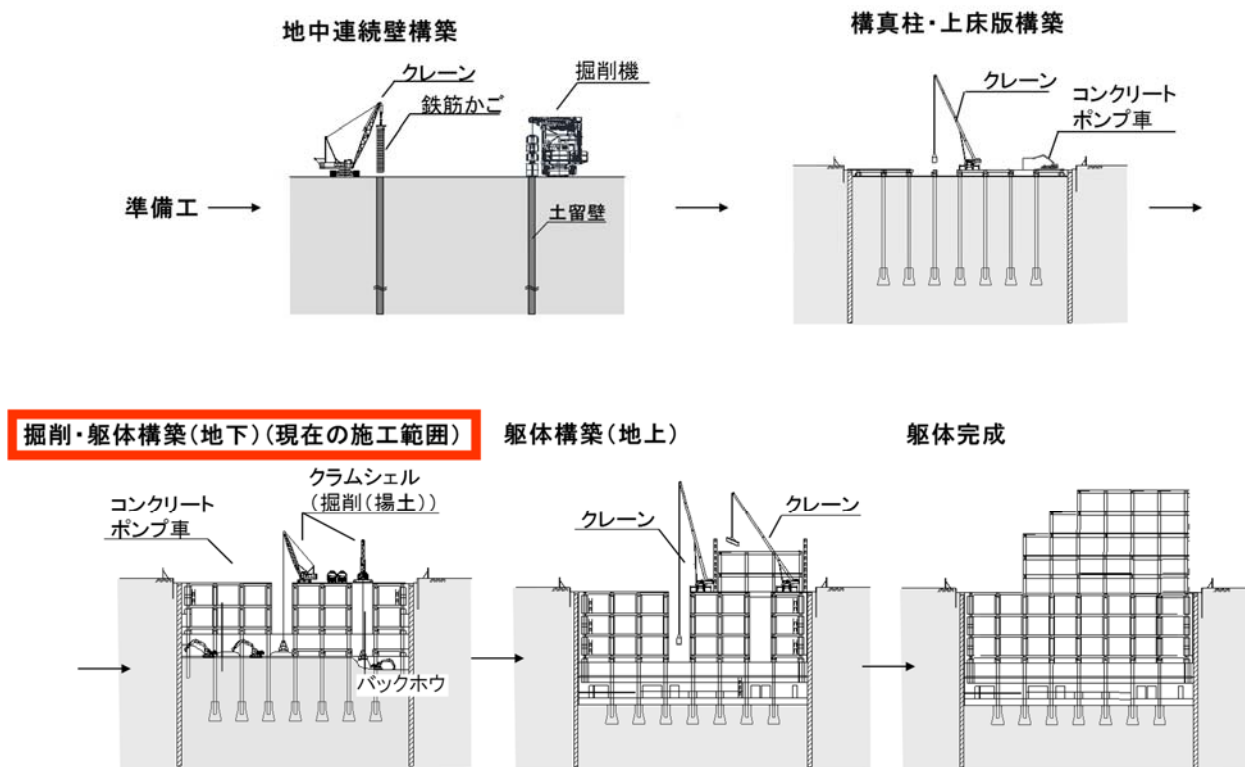


図 3-4-4 目黒川変電所における施工概要



写真 3-4-4(1) 掘削・躯体構築状況
(令和 2 年 12 月時点)

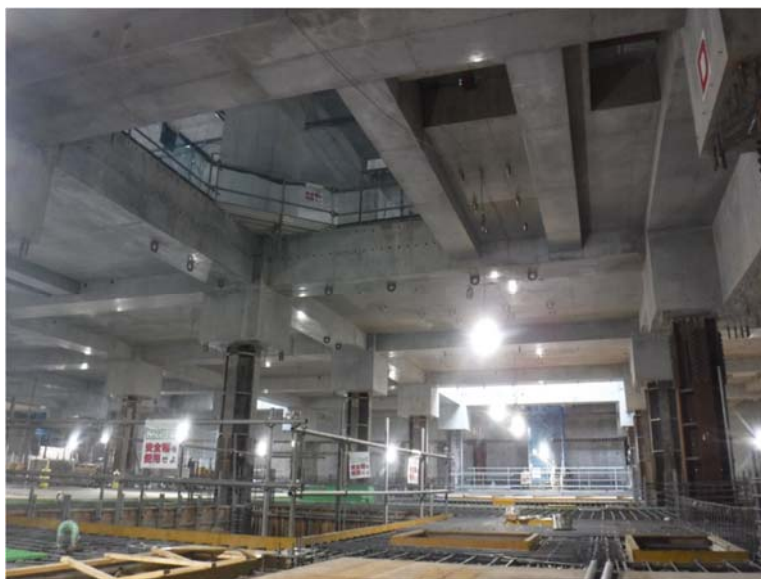


写真 3-4-4(2) 掘削・躯体構築状況
(令和 3 年 3 月時点)

(5) 東雪谷非常口

東雪谷非常口工事の施工概要を図 3-4-5 及び写真 3-4-5 に示す。

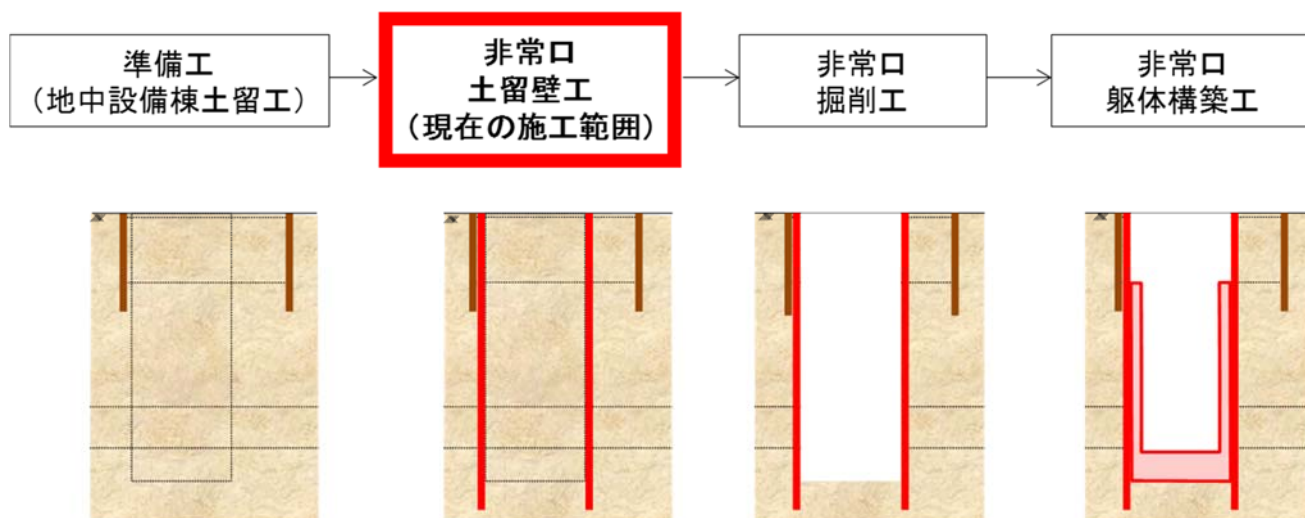


図 3-4-5 東雪谷非常口における施工概要



写真 3-4-5(1) コンクリート打設状況
(令和 2 年 12 月時点)

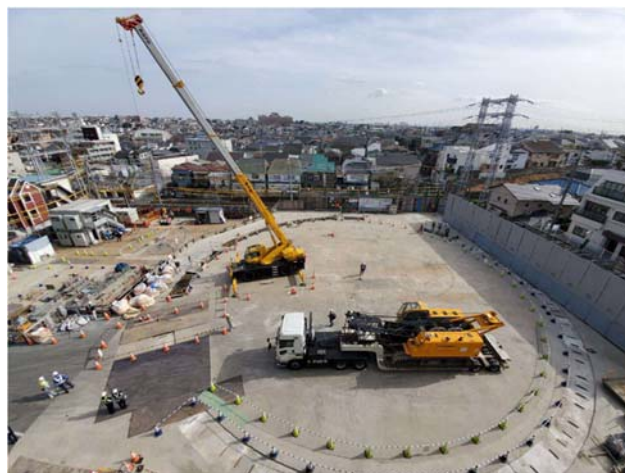


写真 3-4-5(2) 地中連続壁の施工状況
(令和 3 年 3 月時点)

(6) 小野路非常口

小野路非常口工事の施工概要を図 3-4-6 及び写真 3-4-6 に示す。

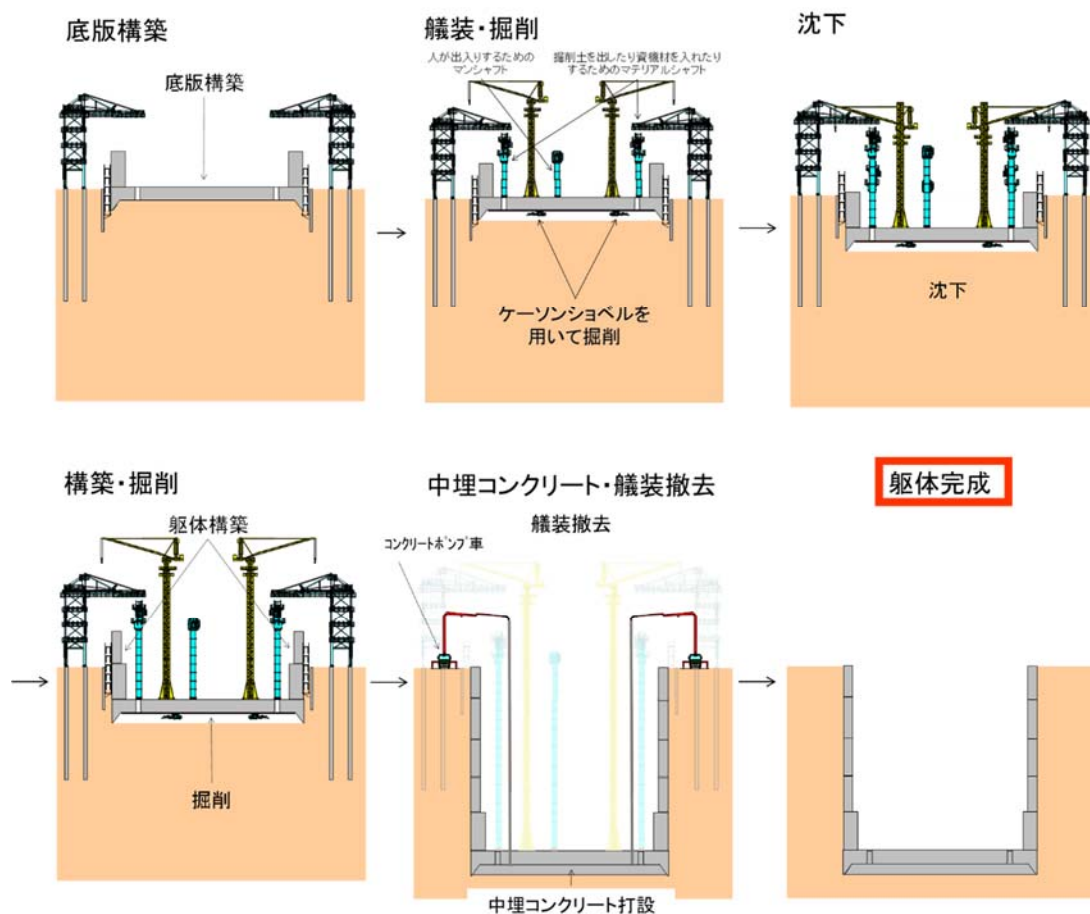


図 3-4-6 小野路非常口における施工概要



写真 3-4-6(1) 地上から見た完成状況
(令和 2 年 12 月時点)



写真 3-4-6(2) 底板から見た完成状況
(令和 2 年 12 月時点)

(7) 第一首都圏トンネル（小野路工区）

中央新幹線第一首都圏トンネル(小野路工区)工事の施工概要を図 3-4-7 及び写真 3-4-7 に示す。

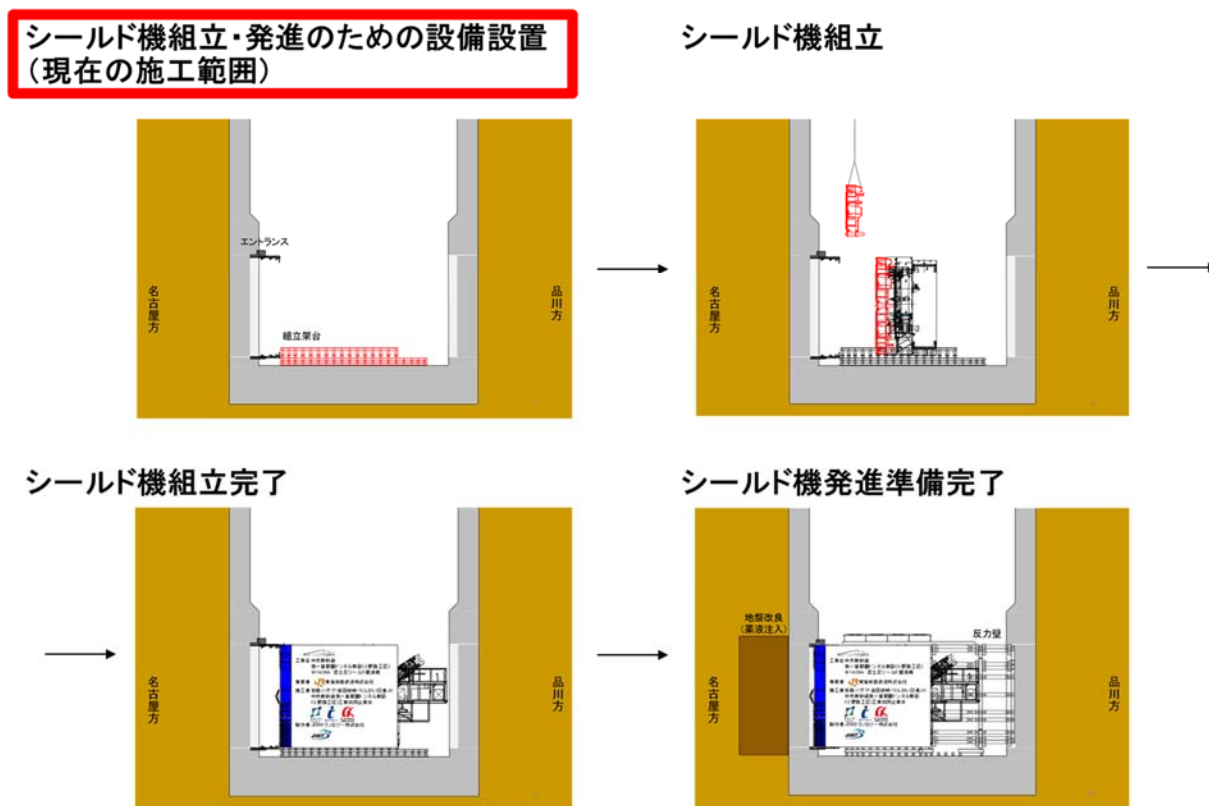


図 3-4-7 小野路非常口における施工概要



写真 3-4-7(1) シールド機完成状況（工場）
（令和 3 年 3 月時点）



写真 3-4-7(2) 発進のための設備設置状況
（令和 3 年 3 月時点）

(8) 上小山田非常口

上小山田非常口工事の施工概要を図 3-4-8 及び写真 3-4-8 に示す。

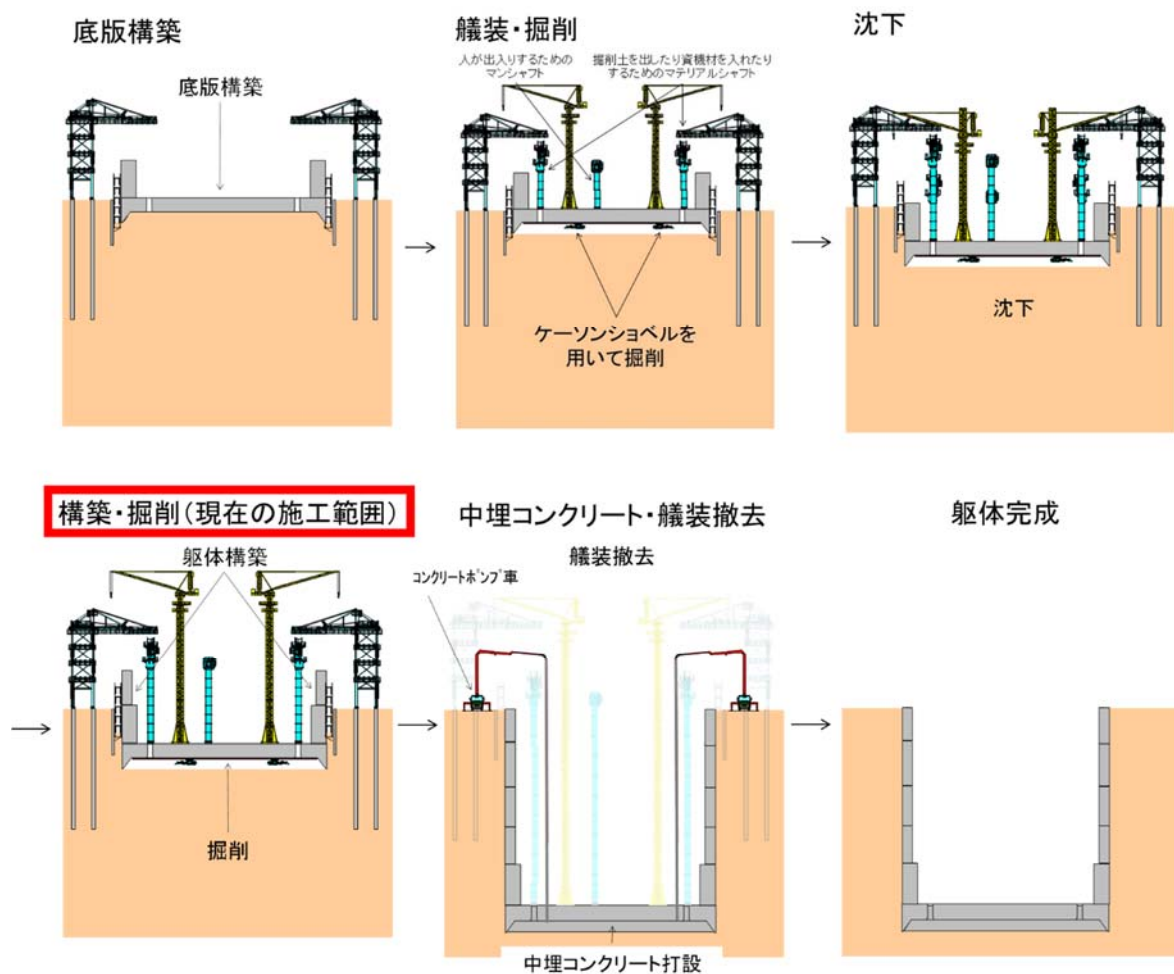


図 3-4-8 上小山田非常口における施工概要



写真 3-4-8(1) ニューマチックケーソン工の施工状況
(令和 3 年 3 月時点)



写真 3-4-8(2) 鉄筋組立の状況
(令和 3 年 3 月時点)

4. 事後調査の結果

本事後調査は、平成 31 年 4 月から、令和 3 年 3 月までを対象とし、工事の施行中における大気質、騒音、振動、水質、地下水、水資源、地盤沈下、土壌汚染、動物、植物、廃棄物等、温室効果ガスの環境影響評価項目の状況や、環境保全措置の実施状況、また、工事の完了後における地下水、地盤沈下について取りまとめたものであり、概略は以下に示すとおりである。なお、今回の対象期間における「トンネル工事」は、「トンネル（非常口（都市部））の工事」及び「トンネル（都市トンネル）のシールド機組立作業等」を示している。

（１）大気質（工事の施行中）

ア. 建設機械の稼働に係る粉じん等

建設機械の稼働に係る粉じん等（降下ばいじん）については、06 上小山田非常口において調査を行った。

調査の結果、06 上小山田非常口における降下ばいじん量は、年間（四季）を通じて最大 6.8t/km²/月であり、指標値を下回っていた。

（２）騒音（工事の施行中）

ア. 建設機械の稼働に係る騒音

建設機械の稼働に係る騒音については、03 東雪谷非常口付近 1 地点及び 06 上小山田非常口付近 1 地点において騒音の調査を行った。

調査の結果、建設機械の稼働に係る騒音（騒音レベルの 90%レンジの上端値：L_{A5}）の最大値は、03 東雪谷非常口において 69dB であり、06 上小山田非常口において 64dB であった。環境影響評価書の予測値 75dB を下回っており、「騒音規制法」に定める「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）並びに「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」（平成 13 年東京都）により定める基準値を下回っていた。

（３）振動（工事の施行中）

ア. 建設機械の稼働に係る振動

建設機械の稼働に係る振動については、03 東雪谷非常口付近 1 地点及び 06 上小山田非常口付近 1 地点において振動の調査を行った。

調査の結果、建設機械の稼働に係る振動（振動レベルの 80%レンジの上端値：L₁₀）の最大値は、03 東雪谷非常口において 48dB であり、06 上小山田非常口において 44dB であった。環境影響評価書の予測値 63dB を下回っており、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定める「特定建設作業の規制に関する基準」並びに「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」（平成 13 年東京都）により定める基準値を下回っていた。

(4) 水質（工事の施行中）

ア. 切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁り

切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁りについては、下水道へ排水する工事箇所であったため、浮遊物質量（SS）の調査は実施せず、環境保全措置の実施状況の調査を実施した。

イ. トンネルの工事に係る水の濁り

トンネルの工事に係る水の濁りについては、05 小野路非常口付近の河川 1 地点及び 06 上小山田非常口付近の河川 1 地点において浮遊物質量（SS）の調査を行った。

その結果、浮遊物質量（SS）は、豊水時及び低水時の最大値は 2mg/L であり、事前で予測した通りに「生活環境の保全に関する環境基準」の環境基準値に適合していた。

ウ. 切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れ

切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れについては、下水道へ排水する工事箇所の水素イオン濃度（pH）、自然由来の重金属等の調査は実施せず、環境保全措置の実施状況の調査のみを実施した。

エ. トンネルの工事に係る水の汚れ

トンネルの工事に係る水の汚れについては、05 小野路非常口付近の河川 1 地点及び 06 上小山田非常口付近の河川 1 地点において水素イオン濃度（pH）、自然由来の重金属等の調査を行った。

その結果、水素イオン濃度（pH）、自然由来の重金属等はすべての項目において、「生活環境の保全に関する環境基準」と「人の健康の保護に関する環境基準」に適合していた。

(5) - 1 地下水（工事の施行中）

ア. 切土工等又は既存の工作物の除去に係る地下水の水質及び水位

切土工等又は既存の工作物の除去に係る地下水の水質については、01 品川駅付近 2 地点及び 02 目黒川変電所付近 2 地点において水質調査を行った。

01 品川駅及び 02 目黒川変電所で薬液注入工を実施した際には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」を遵守した。

重金属等について、01 品川駅では、前回と同じ観測井でほう素が基準値を上回った。01 品川駅では掘削・支保工の準備工（地中連続壁工）等を実施したが、ほう素を含有する材料等は使用しておらず、かつ、当該観測井が深層観測井であることから、本工事に起因するものではないと考えられる。

地下水の酸性化については、工事中的水素イオン濃度が 01 品川駅で pH7.6～8.9、02 目黒川変電所で pH7.8～8.4 であり、酸性化の傾向は見られなかった。

地下水の水位については、01 品川駅付近 4 地点、02 目黒川変電所施設付近 2 地点において行った。

01 品川駅では、一部の観測井において令和 2 年 4 月頃から水位の変動が見られた。令和 2 年 4 月頃に井戸付近で施工が行われていないこと、また令和 2 年 6 月以降水位が安定傾向にあるこ

とから、一時的な変動と見られる。02 目黒川変電所では、一部の観測井において令和 2 年 10 月に水位の変動が見られた。これは、併設する 02 北品川非常口において平成 30 年 1 月頃から実施している立坑内の地下水を作業環境確保のために排水を行っていたが、シールド機発進準備工に伴い一時的に立坑内の排水を中断した影響と考えられる。なお令和 2 年 11 月以降は排水作業を再開し、平衡状態となっている。また、令和 2 年 12 月～令和 3 年 1 月に水位の変動が見られた。これは、02 変電所内の掘削の進捗に伴い、作業環境確保のため一時的に変電所内の地下水を排水した影響であると考えられる。

イ. トンネルの工事に係る地下水の水質及び水位

トンネルの工事に係る地下水の水質については、02 北品川非常口付近 2 地点、03 東雪谷非常口付近 2 地点、05 小野路非常口付近 2 地点及び 06 上小山田非常口 2 地点において水質調査を行った。

地下水の酸性化について、工事中的水素イオン濃度が 02 北品川非常口で pH7.9～8.3、03 東雪谷非常口で pH6.6～8.1、05 小野路非常口で pH7.7～7.9、06 上小山田非常口で pH6.8～8.1 であった。

重金属等について、06 上小山田非常口の一部の観測井で鉛が基準値を上回った。06 上小山田非常口では準備工（工事施工ヤードの造成ほか）やニューマチックケーソン工等を実施したが、鉛を含有する材料等は使用していないため、本工事に起因するものではないと考えられる。

地下水の水位については、02 北品川非常口付近 2 地点、03 東雪谷非常口付近 2 地点、05 小野路非常口付近 2 地点及び 06 上小山田非常口付近 2 地点において水位調査を行った。

調査の結果、06 上小山田非常口の一部の観測井において令和元年 10 月に水位の変動が見られた。これは集中豪雨等による自然地下水の水位変動によるものと想定される。なお、令和元年 10 月以降観測井直近での施工は行われておらず、その後の水位が安定傾向にあることから、一時的な変動と見られる。

02 北品川非常口、03 東雪谷非常口、05 小野路非常口では、大きな水位の変動は見られていない。

(5) - 2 地下水（工事の完了後）

ア. 鉄道施設（トンネル）の存在に係る地下水の水質及び水位

鉄道施設（トンネル）の存在に係る地下水の水質及び水位については、02 北品川非常口付近 2 地点、05 小野路非常口付近 2 地点において水質調査を行った。

地下水の酸性化について、工事中的水素イオン濃度は 02 北品川非常口で pH7.8～8.4、05 小野路非常口で pH7.7～8.1 であった。

重金属等について、02 北品川非常口および 05 小野路非常口において基準値を超える重金属等は確認されなかった。

地下水の水位については、02 北品川非常口付近 2 地点及び 05 小野路非常口付近 2 地点において水位調査を行った。調査の結果、地下水への影響は見られなかった。

調査の結果、02 北品川非常口では、一部の観測井において令和 2 年 10 月に水位の変動が見られ

た。これは、平成 30 年 1 月頃から実施している立坑内の地下水を作業環境確保のために排水を行っていたが、シールドトンネル施工に伴う準備作業のために一時的に排水を中断した影響と考えられる。

また、一部の観測井において令和 2 年 12 月に水位の変動が見られた。これは、変電施設内の掘削の進捗に伴い、作業環境確保のため一時的に地下水を排水した影響であると考えられる。

(6) 水資源（工事の施行中）

ア. 切土工等又は既存の工作物の除去に係る水資源

切土工等又は既存の工作物の除去に係る水資源については、01 品川駅付近及び 02 目黒川変電所付近において地下水の水質及び水位の調査を行った。その結果、水資源に対する著しい影響は認められなかった。

イ. トンネルの工事に係る水資源

トンネルの工事に係る水資源については、05 小野路非常口付近及び 06 上小山田非常口付近において公共用水域の水質の調査、02 北品川非常口付近、03 東雪谷非常口付近、05 小野路非常口付近及び 06 上小山田非常口付近において地下水の水質及び水位の調査を行った。その結果、水資源に対する著しい影響は認められなかった。

(7) - 1 地盤沈下（工事の施行中）

ア. 切土工等又は既存の工作物の除去に係る地盤沈下

切土工等又は既存の工作物の除去に係る地盤沈下については、01 品川駅付近 3 地点及び 02 目黒川変電所付近 2 地点において変位計測の調査を行った。その結果、01 品川駅及び 02 北品川変電所ともに、計測期間を通じて地盤変位は安定しており、急激な地盤沈下を示すような著しい変化は認められなかった。

イ. トンネルの工事に係る地盤沈下

トンネルの工事に係る地盤沈下については、02 北品川非常口付近 2 地点、03 東雪谷非常口付近 2 地点、05 小野路非常口付近 2 地点及び 06 上小山田非常口 2 地点において変位計測の調査を行った。その結果、02 北品川非常口、03 東雪谷非常口、05 小野路非常口及び 06 上小山田非常口ともに、計測期間を通じて地盤変位は安定しており、急激な地盤沈下を示すような著しい変化は認められなかった。

(7) - 2 地盤沈下（工事の完了後）

ア. 鉄道施設（トンネル）の存在に係る地盤沈下

鉄道施設（トンネル）の存在に係る地盤沈下については、02 北品川非常口付近 2 地点、05 小野路非常口付近 2 地点において変位計測の調査を行った。その結果、02 北品川非常口及び 05 小野路非常口ともに、計測期間を通じて地盤変位は安定しており、急激な地盤沈下を示すような著しい変化は認められなかった。

(8) 土壌汚染（工事の施行中）

ア．切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壌汚染

切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壌汚染については、01 品川駅及び 02 目黒川変電所において土壌汚染の調査を行った。その結果、01 品川駅及び 02 目黒川変電所においては、重金属等のすべての調査項目で受け入れ先基準に適合していた。

イ．トンネルの工事に係る土壌汚染

トンネルの工事に係る土壌汚染については、05 小野路非常口及び 06 上小山田非常口において土壌汚染の調査を行った。

結果、重金属等のすべての調査項目において発生土の受け入れ先が定める受け入れ基準に適合した。

(9) 動物（工事の施行中）

ア．工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、トンネルの工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置）に係る重要な種及び注目すべき生息地

工事の実施に係る重要な種及び注目すべき生息地については、06 上小山田非常口付近の 1 地点において動物の調査を行った。

調査の結果、哺乳類は 5 目 8 科 9 種が確認された。重要な哺乳類は確認されなかった。鳥類は 14 目 33 科 65 種が確認された。そのうち、重要な鳥類は 10 目 17 科 24 種であった。爬虫類は 1 目 6 科 10 種が確認された。そのうち、重要な爬虫類は 1 目 6 科 10 種であった。両生類は 1 目 4 科 4 種が確認された。そのうち、重要な両生類は 1 目 3 科 3 種であった。昆虫類は 20 目 197 科 776 種が確認された。そのうち、重要な昆虫類は 7 目 18 科 24 種であった。魚類は 1 目 2 科 3 種が確認された。そのうち、重要な魚類は 1 目 2 科 3 種であった。底生動物は 16 目 52 科 89 種が確認された。そのうち、重要な底生動物は 1 目 1 科 1 種であった。調査の結果、環境影響評価書と比較して概ね同程度の種数を確認していることから、動物に対する著しい影響は認められなかった。

(10) 植物（工事の施行中）

ア. 工事の実施（トンネルの工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置）に係る重要な種及び群落

工事の実施に係る重要な種及び群落については、06 上小山田非常口付近の1地点において植物の調査を行った。

調査の結果、高等植物 124 科 707 種が確認された。そのうち、重要な種は 15 科 23 種であった。また、高等植物に係る群落等は確認されなかった。調査の結果、環境影響評価書と比較して概ね同程度の種数を確認していることから、植物に対する著しい影響は認められなかった。

(11) 廃棄物等（工事の施行中）

ア. 切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物

切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物の発生量については、01 品川駅及び02 目黒川変電所において、建設発生土 57,931m³、建設汚泥 43,045m³、コンクリート塊 2,388m³、アスファルト・コンクリート塊 1,573m³、建設発生木材 466t、廃プラスチック 260t、紙くず 29t であった。

建設発生土は UCR（株式会社 建設資源広域利用センター）を通じて受け入れ場所に搬出及び他の公共事業等で有効利用を行った結果、健全土の有効利用率は 100%であった。なお、発生土置き場の設置は行っていない。

建設汚泥、アスファルト・コンクリート塊については中間処理施設に搬出した結果、再資源化率は 100%であった。コンクリート塊、建設発生木材については中間処理施設に搬出した結果、再資源化率は 99%であった。紙くずについては、中間処理施設に搬出した結果、再資源化率は 98%であった。廃プラスチックについては中間処理施設に搬出した結果、再資源化率は 85%であった。

イ. トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物

トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物の発生量については、02 北品川非常口、第一首都圏トンネル（北品川工区）、03 東雪谷非常口、05 小野路非常口、第一首都圏トンネル（小野路工区）及び06 上小山田非常口において、建設発生土 205,383m³、建設汚泥 40,782m³、コンクリート塊 2,061m³、アスファルト・コンクリート塊 332m³、建設発生木材 537t、廃プラスチック 340t、紙くず 97t であった。

建設発生土は UCR（株式会社 建設資源広域利用センター）を通じて受け入れ場所に搬出及び他の公共事業等で有効利用を行った結果、健全土の有効利用率は 100%であった。なお、発生土置き場の設置は行っていない。

建設汚泥、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については中間処理施設に搬出した結果、再資源化率は 100%であった。紙くずについては中間処理施設に搬出した結果、再資源化率は 99%であった。コンクリート塊については中間処理施設に搬出した結果、再資源化率は 97%であった。廃プラスチックについては中間処理施設に搬出した結果、再資源化率は 90%であった。

(12) 温室効果ガス（工事の施行中）

ア． 工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用、廃棄物の発生）に係る温室効果ガス

建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用、廃棄物の発生に係る温室効果ガス（CO₂換算）排出量については、01 品川駅、02 北品川非常口、目黒川変電所、第一首都圏トンネル（北品川工区）、03 東雪谷非常口、05 小野路非常口、第一首都圏トンネル（小野路工区）及び06 上小山田非常口において、77,975tCO₂であった。

(13) その他の環境保全措置の実施状況（大気質¹、騒音²、振動³、生態系）

各地点における、環境保全措置の実施状況を調査した。

¹ 建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子物質）、
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）及び粉じん等について

² 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音について

³ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動について

5. その他

- (1) 事後調査を実施した者の氏名及び住所並びに事後調査の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

[実施者]

名	称	東海旅客鉄道株式会社
代 表 者 の 氏 名		代表取締役社長 金子 慎
主たる事務所の所在地		愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

[受託者]

名	称	中央新幹線環境関連調査共同企業体 中央新幹線環境関連調査（2）共同企業体
代 表 者 の 氏 名		ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社 代表取締役社長 岩田 眞
主たる事務所の所在地		愛知県名古屋市中村区名駅五丁目33番10号

- (2) 添付資料等一覧

【事後調査の結果】

- ・別紙1 大気質（工事の施行中）
 - ア. 建設機械の稼働に係る粉じん等 (別紙1-1)
- ・別紙2 騒音（工事の施行中）
 - ア. 建設機械の稼働に係る騒音 (別紙2-1)
- ・別紙3 振動（工事の施行中）
 - ア. 建設機械の稼働に係る振動 (別紙3-1)
- ・別紙4 水質（工事の施行中）
 - ア. 切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁り (別紙4-1)
 - イ. トンネルの工事に係る水の濁り (別紙4-2)
 - ウ. 切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れ (別紙4-3)
 - エ. トンネルの工事に係る水の汚れ (別紙4-4)
- ・別紙5 地下水（工事の施行中）
 - ア. 切土工等又は既存の工作物の除去に係る地下水の水質及び水位 (別紙5-1)
 - イ. トンネルの工事に係る地下水の水質及び水位 (別紙5-2)
 - 地下水（工事の完了後）
 - ア. 鉄道施設（トンネル）の存在に係る地下水の水質及び水位 (別紙5-3)
- ・別紙6 水資源（工事の施行中）
 - ア. 切土工等又は既存の工作物の除去に係る水資源 (別紙6-1)
 - イ. トンネルの工事に係る水資源 (別紙6-2)
- ・別紙7 地盤沈下（工事の施行中）
 - ア. 切土工等又は既存の工作物の除去に係る地盤沈下 (別紙7-1)

- イ．トンネルの工事に係る地盤沈下 (別紙 7-2)
地盤沈下 (工事の完了後)
- ア．鉄道施設 (トンネル) の存在に係る地盤沈下 (別紙 7-3)
- ・別紙 8 土壌汚染 (工事の施行中)
 - ア．切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壌汚染 (別紙 8-1)
 - イ．トンネルの工事に係る土壌汚染 (別紙 8-2)
- ・別紙 9 動物 (工事の施行中)
 - ア．工事の実施 (建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、トンネルの工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置) に係る重要な種及び注目すべき生息地 (別紙 9-1)
- ・別紙 10 植物 (工事の施行中)
 - ア．工事の実施 (トンネルの工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置) に係る重要な種及び群落 (別紙 10-1)
- ・別紙 11 廃棄物等 (工事の施行中)
 - ア．切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物 (別紙 11-1)
 - イ．トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物 (別紙 11-2)
- ・別紙 12 温室効果ガス (工事の施行中)
 - ア．工事の実施 (建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用、廃棄物の発生) に係る温室効果ガス (別紙 12-1)
- ・別紙 13 その他の環境保全措置の実施状況 (別紙 13-1)
(大気質、騒音、振動、生態系)

【環境影響評価の手続等の状況 (別添 1)】

- 1．環境影響評価の手続の状況
- 2．許認可の状況

【工事及び事後調査の進捗状況 (別添 2)】

- 1．工事の進捗状況
- 2．事後調査の進捗状況

【資料編】

- 1．騒音
- 2．振動
- 3．動物
- 4．植物
- 5．生態系

(3) 連絡先

名	称	東海旅客鉄道株式会社	環境保全事務所（東京）
所在地及び電話番号		東京都港区高輪 3-24-16	品川偕成ビル 3F 03-5462-2781